

等教育制度・法制を分析する要素として、①大学の法的地位（設置形態論）、②大学財政、③大学評価システム、④大学管理運営組織、⑤大学の研究教育組織、⑥大学教員の地位・身分等を取り上げ、なかでも大学評価の問題を重視したとする。また、比較研究として、日本を基盤としながら、アメリカ、イギリス、ニュージーランド、インドネシア、中国、ベトナム、韓国を取り扱っている。本書では、これらの国のうちアメリカ及びイギリスは取り上げられなかったが、フランス及びドイツが別途対象に加えられている。

編者は「シリーズ「大学評価を考える」第3巻編集委員会」であるが、編集責任を担当したのは細井克彦氏で、本書の構成及び執筆者は以下の通りである。

I 日本における大学評価の政策と現状

- 第1章 高等教育政策の現段階と大学評価（細井克彦）
- 第2章 運用の実態にあらわれた国立大学法人評価の問題（光本滋）

II アジアにおける動向

- 第3章 インドネシアにおける大学改革・評価（梅澤取）
- 第4章 韓国における大学改革と評価（浅野かおる）
- 第5章 中国の高等教育改革と大学評価の動向（近藤正春）
- 第6章 ベトナム高等教育改革の構造と質保証問題（山口和孝）

III 欧米等における動向

- 第7章 ニュージーランドの大学改革と評価（石井拓児）
- 第8章 現代ドイツにおける大学改革と評価（細井克彦）
- 第9章 グローバリゼーションの中の大学改革と評価—フランスの場合—（望月太郎）

シリーズ「大学評価を考える」第3巻編集委員会編
『大学改革・評価の国際的動向』

（晃洋書房，2011年，172頁）

大場 淳（広島大学）

本書は、そのあとがきに書かれているように、主として日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究(B)：平成17年度～19年度）による研究課題「大学法制の構造の変容の比較法的、法制史的、立法過程的および解釈論的研究—政府・大学間の契約関係と『学問の自由』との“組合せ問題”への日本的応答の普遍性と特殊性の究明—」の研究成果を著したものである。当該研究は、高

本書の基底にあるのは、高等教育における新自由主義改革（市場化）への批判である。日本においては、1980年代の臨時教育審議会（臨教審）に続く改革を嚆矢に、2000年代前半の小泉内閣による構造改革の下での国立大学の法人化や大学設置基準の準則化といった一連の新自由主義高等教育改革が進められた。本書は、新自由主義高等教育改革の特徴を、①規制緩和・撤廃や市場化・民営化と自己責任原則、②国家統制と機能するアカウントビリティと質保証、③選択と集中に伴う選別と淘汰、格差と貧困と捉え、日本及び比較対象にした国々の大学改革と大学評価を検討している。

第1部（Ⅰ）は、日本を取り上げたものである。第1章は1980年代の臨教審から平成20年の中央教育審議会答申（「学士課程答申」）までの改革提言や状況を概観した。それに基づいて筆者は、大学評価制度自体の機能変質が生じ、大学評価と資源配分が直結され、大学評価の国家統制・管理が目論まれていることから、高等教育政策の原理転換、大学評価制度の位置と性格の根本的な見直しが必要であると結論付けている。

第2章は国立大学法人制度における年次評価及び中期目標期間評価の制度設計や運用の実態を丹念に追跡し、それらにかかる問題点として、法人評価にかかる文部科学省の政策が度々変更されて国立大学が翻弄されたこと、通則法の規定に準じる形で評価に基づいて資源配分が行われること、十分な情報が公開されない中で配分資源の増減を通じて法人評価が国立大学の統制手段となっていることを挙げる。

第2部（Ⅱ）は、アジアから4国を取り上げて、それらの大学改革の状況や大学評価の制度及び運用状況を記したものである。対象国は多くないが、日本で伝えられることが少ないインドネシア及びベトナムが含まれている。主に二次資料に基づいて記述されている中国に関する第5章を除いて、各章とも現地でのインタビューや報道資料などを多分に用いつつ、大学改革の背景やその動向、大学評価の実践やそれによる弊害等に関する最新の事情を伝えているのは大変に興味深い。高等教育の大衆化やグローバル化（グローバリゼーション）が進む中で、これらの国々の多くで国公立大学の法人化や類似の改革が日本以前に実施されており、また、全ての国で大学評価制度が導入され、先に導入した国では徹底した評価が行われている状況から、新自由主義高等教育改革がアジアを席卷している様子を垣間見ることができる。ベトナムの例では、遅れて市場化した途上国特有の問題や行き過ぎた成果主義がもたらす弊害が浮き彫りにされている。

ニュージーランド、ドイツ、フランスを取り上げた第3部（Ⅲ）の対象は先進国である。ニュージーランドは、新自由主義改革が国を挙げて徹底して取り組まれた先進国の一つ（ほぼ唯一）である。当該改革が大学にも全面的に及んだことから、その状況は日本の高等教育関係者にも良く知られている。同国に関する第7章は、新自由主義改革の弊害とそれへの対応、評価制度の問題点を具体的に記述しているが、こうした状況は第2部で取り上げたアジア諸国のそれと軌を一にしていることが理解される。ニュージーランドがアジア諸国と大きく異なる点として、学内外関係者の大学運営や大学評価への参加を

認めていること—これは新自由主義改革推進者の強い批判の対象である—が強調されている。

続くドイツ（第8章）及びフランス（第9章）の状況も仄聞する機会は多いが、両国ともボローニャ・プロセスの影響を強く受けつつも、独自の必要性から—いわばボローニャ・プロセスを外圧として用いて—高等教育改革を進めてきた国である。研究費配分における選択と集中、契約に基づく目標管理と成果主義、管理運営における執行部権限の強化、評価を利用した教育の統制など、日本と共通する大学改革が両国で進められている様子が窺える。その反面、これらの国においては、前述のニュージーランドと同様に全構成員参加の原則が維持されていることも理解される。

以上が本書の概要であるが、読者が本書を読んだ後に感じることは、新自由主義高等教育改革が世界を席卷し、避け難いものとなっていることではないだろうか。確かに、本書の各章では改革から生じる問題が数多く指摘され、それに対する批判が各方面から相次いでいることが重ねて言及されている。しかし、それらが新自由主義改革を止めるには至っていないし、学問の自由などを確認した高等教育世界宣言（平成10年）や日本における国立大学法人法制定時の国会附帯決議（平成15年）も改革の流れの前には無力に近い。高等教育が経済・社会政策の中に組み込まれ、大学に期待される役割が変化している以上、伝統的な原理原則や過去の宣言・議決等を強調しても大学人の既得権擁護としか受け止められないのかもしれない。

その一方で、世界で高等教育改革が同じように進む訳ではないことも本書は示している。例えば、先進国では全構成員参加の原則が維持され、選挙によって代表が決められる。また、本書対象国の全てについて明示されているわけではないが、大学の最終意思決定者は学長ではなく合議機関である。それから考えると、日本の国立大学法人制度が学長を最終意思決定者とし役員会の構成員を学長が任命するとしていることは世界的に見れば異常なのかもしれない。その反面、全構成員参加による大学自治にも問題（合意形成が難しいことや利害関係者間・派閥間の対立を助長するなど）が多いことは多くの国で指摘されており、そこに多大な期待を寄せるのも適切ではない。

また、競争や成果主義の実践の程度も国によって相当に差がある。契約（日本では国立大学の中期目標・計画）やその実施状況の評価に基づく統制（これ自体は規則等に基づく直接統制廃止の代償）、競争的資金拡大と非競

争的資金（国立大学の運営費交付金等）減少といった改革は日本で顕著であるが、それは世界的な流れに沿っている。しかし、運営費交付金についてみれば、第一期中期目標期間の評価に基づく配分は一般管理予算額の1%とほぼ皆無に近い額に抑えられ、これはアジア諸国のみならず、フランスなどの先進国とも一線を画している。法人評価と次期運営費交付金の配分方式決定の経緯は第2章で詳しく書かれているが、平成19年の経済財政改革の基本方針（閣議決定）において評価結果を踏まえつつ「各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討」を行うことが求められた（本書では言及されていない）にもかかわらず評価に基づく配分が低く抑えられたのは、文部科学省・国立大学法人評価委員会がいわゆる緩衝機関（buffer organisation）として機能した結果であろう。他方、こうした緩衝機関が無く、経済・社会政策の中に高等教育が直接に位置付けられる国では、新自由主義改革の影響を直に大学が受けることを本書の幾つかの事例は示している。

各国の大学や高等教育制度が置かれた文脈は国によって異なり、比較研究から模範とすべき事例を見出すのは困難であることは言うまでもないが、当該文脈を把握することによって参考すべき知見が得られることは少なくはない。上に紹介したように本書は有益な知見を数多く提供しているが、伝統的な原理原則や過去の宣言や決議、全構成員参加制度等を強調するに止まって、新自由主義高等教育改革への代案を欠いている感が否めない。当該改革への批判を行いつつも、社会が求める大学の役割とそれに応えるための方策についてのより現実的な分析・検討なくして、本書が求める高等教育政策の原理転換や大学評価制度の位置と性格の抜本的見直しは理想論で終わってしまうのではないか。